

独立行政法人農林水産消費安全技術センター 分科会ヒアリング資料

目 次

- (1) 独立行政法人の事務・事業の見直し当初案 1
 - (2) 「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況 . . . 20
- (参考資料)
- 法人の概要
 - 法人パンフレット

平成 22 年 9 月 14 日

農林水産省

各府省別法人の見直し当初案の内容一覧表

府省名		農林水産省			
法人名	1. 事務及び事業の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)		2. 組織の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	3. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る具体的措置(又は見直しの方向性)	
	事務及び事業名	具体的措置(又は見直しの方向性)			
独立行政法人農林水産消費安全技術センター	農薬関係事業	<p>【業務の効率化】 専門的能力を活用し、引き続き次期中期目標期間においても立入検査等を行うとともに、以下の効率化を図る。 ・農薬の安全性の向上のために国が改定した試験成績の作成に係る指針(テストガイドライン)に基づいて、新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加しており、これに対応して、効率的に農薬登録検査等を実施する。</p>		<p>【支部・事業所等の見直し】 ・平成20年度末に大阪事務所及び岡山事務所を廃止し、平成21年4月1日に神戸センターに統合した。 ・平成21年度末に小樽事務所を廃止し、札幌センターで実施。 ・現行の支部、事務所の必要性について、業務のあり方・管理維持コストの観点から引き続き精査。</p>	<p>【保有資産の見直し(不要資産の国庫返納等)】 ・旧神戸センターは、平成20年度末に売却済み。 ・中期目標期間終了時(平成23年3月末)における積立金の残額、設立時出資金の現金及び預金、資本剰余金の現金及び預金については国へ返納予定。 ・実物資産については今後、事務、事業の見直しと連動して検討していく。</p>
	飼料及び飼料添加物関係事業	<p>【業務の効率化】 専門的能力を活用し、引き続き次期中期目標期間においても立入検査等を行うとともに、以下の効率化を図る。 ・現在、国で実施している飼料の安全確保に関する事業のうち、センターの専門的能力を活用することにより効率化が図られる抗菌性飼料添加物の安全使用に関する実態調査事業については、次期中期目標期間開始時に国からセンターに移管する。</p> <p>[行政事業レビューの結果:一部改善(センターとの役割分担の見直しによるコスト削減)]</p>		<p>【事務事業実施主体の見直し】 ・「食料・農業・農村基本計画」(平成22年3月30日閣議決定)のもと、生産資材の安全性の確保、食品表示の適正化等を図るため、農薬取締法、飼料安全法、肥料取締法、JAS法に基づく立入検査等、公権力の行使を伴う業務を実施する本法人は必要であり、現行の組織形態を継続。 ・国の施策に基づき以下を強化。 ①農薬については、新たなテストガイドラインに基づく検査。 ②飼料については、飼料の安全性に係る検査分析。 ③肥料については、品質管理のガイドライン検証・普及。 ④食品表示については、真正性の科学的検査。</p>	<p>【随意契約の見直し等取引関係の見直し】 ・弁護士、公認会計士、ジャーナリストをメンバーとする契約監視委員会を設置し、同委員会監視のもと、随意契約及び一者応札の見直しを引き続き徹底(真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行。随意契約件数:平成20年度実績17件→平成21年度見直し後8件)。</p> <p>【自己収入の拡大】 ・有料での講師派遣のさらなるPR等により、引き続き自己収入(飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。)の拡大を図る。</p>
	肥料及び土壌改良資材関係事業	<p>【業務の効率化】 専門的能力を活用して、引き続き次期中期目標期間においても立入検査等を行うとともに、以下の効率化を図る。 ・①汚泥肥料などの有害成分を含むおそれの高い肥料を対象として、生産事業者が自ら製品の品質を自主管理するルール(品質管理ガイドライン)導入に向けた、製品検査を実施するためのサンプリング手順などを定めた品質管理の手引書の普及、②従来の肥料分析法である公定法に代えて、設定した性能規準を満たす分析法を分析者が選択できるというクライテリアアプローチの考え方を導入するための分析技術の調査等の事業を新たに実施する。 なお、行政事業レビューの指摘を受けて、現在、国で実施している肥料の安全性確保に関する事業のうち、センターの専門的能力を活用することにより効率化が図られると考えられる品質管理の手引書を現場の実態を踏まえて検証・普及する汚泥肥料中の重金属管理手引書の検証のための試験委託事業については、次期中期目標期間開始時に国からセンターに移管する。 こうした一連の見直し措置により、汚泥肥料などの有害成分を含むおそれの高い肥料に対する品質管理措置の強化が図られるとともに、ガイドラインを導入しない事業者に対して国の立入検査の重点化を図ることが可能となる。一方、化学肥料の立入検査については、立入検査の頻度の見直し、肥料分析法については、新たな分析技術の取り込みが可能となると考えられる。</p> <p>[行政事業レビューの結果:一部改善(センターとの役割分担の見直しによるコスト削減)]</p>		<p>【重複排除・事業主体の一元化等】 ・類似の事業を行っている機関はない。 ・センターが担っている各業務は、法に基づくもので、他の業務との類似性はない。</p> <p>【非公務員化】 ・法に基づく公権力を行使するものであることから、現行の身分(国家公務員)を維持。</p>	<p>【管理運営の適正化(人事管理・人件費を含む)】 ・給与は、引き続き、国家公務員給与に準拠。(平成21年度のラスパイレズ指数:99.0) ・適切な業務の遂行の支障となる問題を解消するため、業務改善委員会及びコンプライアンス委員会の運営をとおり、適切な業務運営、法令遵守の徹底を図る。</p> <p>【事業の審査、評価の見直し】 ・外部の有識者から成る業務評価委員会から業務全般について事後評価を受けることにより、業務の的確な運営を図る。</p>
	食品等関係事業	<p>【業務の効率化】 専門的能力を活用して、引き続き次期中期目標期間においても立入検査等を行うとともに、以下の効率化を図る。 ・食品表示監視業務について、産地偽装などJAS法の品質表示基準に違反する事案が続発し、食料・農業・農村基本計画に基づき原料原産地表示の義務が着実に拡大されることとなっている状況を踏まえると、食品表示の真正性の科学的検査を増強していくことが必要である。これに対して、現中期目標では毎事業年度6,000件以上の検査を行うという目標となっているが、効率的な検査を継続的に行っていこう、毎年度、過去の違反傾向等を踏まえて取締りを行う必要性が高い対象を選定し、集中的な検査を実施する方式等に移行させる。</p>			<p>【給与振込の見直し】 ・給与振込の口座数が平成22年2月1日から原則1口座となったことを受け、当法人においても1口座指定への変更及び法人のメインバンクの利用等につき、平成22年7月に役職員への周知徹底を図った。</p> <p>【海外出張旅費の見直し】 ・当法人においては、国家公務員の規程より厳しい運用を行っており、全ての役職員について航空機利用の際はエコノミークラスとしている。また、複数の業者による見積もり合わせにより経費節減に取り組んでいる。</p>

I. 中期目標期間終了時における独立行政法人の組織・業務全般の見直しの当初案整理表

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター			府省名	農林水産省		
沿 革	昭和 24 年 輸出食料品及び輸出農林水産物検査所の設置（昭和 26 年に統合し輸出品検査所に改組）	昭和 22 年 農林省肥料検査所の設置	昭和 35 年 農林省飼料検査所の設置	昭和 22 年 農林省農薬検査所の設置 平成 13 年 （独）農薬検査所に移行			
	昭和 47 年 農林規格検査所に改称 平成 3 年 農林水産消費技術センターに改組 平成 13 年 （独）農林水産消費技術センターに移行	昭和 38 年 肥料検査所と飼料検査所を統合し肥飼料検査所に改組 平成 13 年 （独）肥飼料検査所に移行					
	平成 19 年 （独）農林水産消費安全技術センターに 3 法人を統合（3 本部 12 地方組織→1 本部 5 地方組織に再編、人員の削減を実施。）						
	平成 21 年 大阪事務所及び岡山事務所の廃止						
	平成 22 年 小樽事務所の廃止						
中期目標期間	第 1 期：平成 13 年 4 月 1 日～18 年 3 月 31 日（17 年見直し） 第 2 期：平成 18 年 4 月 1 日～23 年 3 月 31 日						
役員数及び職員数 (平成 22 年 1 月 1 日現在) ※括弧書きで監事の数を記載。 役員数は監事を含めた数字を記載。	役員数（うち、監事の数）			職員の実員数			
	法定数	常勤の実員数	非常勤の実員数	常勤職員		非常勤職員	
	7 人（2 人）	5 人（1 人）	1 人（1 人）	6 6 7 人		3 0 人	
年 度	平成 18 年度	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度(要)	
国からの財政支出額の推移 (単位：百万円)	一般会計	8, 3 4 4	8, 5 8 9	8, 1 0 3	7, 6 7 8	7, 0 7 1	7, 0 3 0
	特別会計	—	—	—	—	—	—
	計	8, 3 4 4	8, 5 8 9	8, 1 0 3	7, 6 7 8	7, 0 7 1	7, 0 3 0
	うち運営費交付金	8, 1 6 6	7, 8 5 8	7, 4 0 5	7, 5 4 4	6, 9 6 9	6, 9 3 8
	うち施設整備費等補助金	1 3 6	7 3 1	6 9 8	1 3 4	1 0 2	9 2
	うちその他の補助金等	4 2	—	—	—	—	—

支出予算額の推移 (単位:百万円)	8,338	8,625	9,004	8,049	7,508	
利益剰余金(又は繰越欠損金)の推移 (単位:百万円)	236	34	59	82		
発生要因	<p>利益剰余金の発生要因は、毎年度の自己収入の純利益である。</p> <p>ただし、平成18年度の利益剰余金は、①当年度の自己収入の純利益、②前中期目標期間繰越積立金(減価償却費対応分等)、③運営費交付金債務残高の全額を収益化した金額、の①～③を合計したものであり、平成19年度に③を国庫に納付したため、利益剰余金は、前年度と比べ大幅に減少した。</p> <p>なお、現中期目標期間の利益剰余金は、次期中期目標期間に繰り越さざるを得ない減価償却費対応分等を除き、次期中期目標期間の当初年度に国庫に納付する。</p>					
見直し案	なし					
運営費交付金債務残高 (単位:百万円)	504	937	1,264	1,523		
行政サービス実施コストの推移 (単位:百万円)	8,685	8,939	10,552	8,388	(見込み)	(見込み)
見直しに伴う行政サービス実施コストの改善内容及び改善見込み額	<p>毎年度、中期目標に基づき人件費や事業費を削減し、行政サービス実施コストの削減を進めている。</p> <p>ただし、平成19年度は、在職者退職給付見積額の増等により引当金外退職給付増加見積額が増加したため行政サービス実施コストが微増した。</p> <p>平成20年度は、平成19年の法人税法改正に伴い、有形固定資産の減価償却方法を改正後の法人税法に基づく減価償却の方法に変更したことから減価償却額が大幅に増加し、計算上行政サービス実施コストが増加した。</p>					
中期目標の達成状況 (業務運営の効率化に関する事項等)(平成21年度実績)	<p>(業務運営の効率化に関する事項)</p> <p>1 共通事項</p> <p>(1) 組織体制の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 一般管理部門の要員の割合を、<u>3.9</u>ポイント低下させた。【中期目標：3ポイント程度低下】 ○ 検査等業務に従事する要員の割合を、<u>4.3</u>ポイント向上させた。【中期目標：2ポイント程度向上】 <p>(2) 業務運営の効率化による経費の抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 人件費を除く運営費交付金で行う事業について、一般管理費を<u>3.3</u>%、業務経費を<u>6.0</u>%抑制した。【中期目標：対前事業年度比で一般管理費を3%、業務経費を1%抑制】 ○ センター全体として管理部門等の効率化を行い、一般管理費比で<u>6.0</u>%抑制した。【中期目標：中期目標期 					

間の最終年度において、10%相当額を抑制】

(3) 人件費の削減

- 人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに非常勤役職員給与及び人事院勧告を踏まえた給与改定部分を除く。）について、7.4%削減した。【中期目標：5%以上削減】

2 業務の重点化・効率化

(1) 生産段階における安全性等の確保に関する業務

① 肥料関係業務

- 登録申請に係る調査については、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を15%削減した。
【中期目標：現行の目標期間（新規登録申請：30日）に対して5%削減】
- 収去品の検査においては、成分1点あたりに要する分析時間を、8.8%削減した。【中期目標：成分1点あたりに要する分析時間を、平成17年度を基準（3.64時間/成分）として5%削減】
- 肥料取締法に基づく立入検査については、全体の立入検査事業所数に占める汚泥肥料等の生産事業所の割合を、49.0%増加させた。【中期目標：30%増加】
- 立入検査時の収去については、全体の収去点数に占める汚泥肥料等の割合を105.3%増加させた。【中期目標：50%増加】
- 立入検査の結果の報告については、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を10.0%削減した。
【中期目標：現行の目標期間（40業務日）に対して10%削減】

② 農薬関係業務

- 農薬の登録申請に係る検査期間については、
(7) 農薬取締法第3条第1項第4号から第7号までのいずれかに掲げる場合に該当するかどうかの基準の設定が必要な農薬の検査については、1年4か月以内に検査を完了したものは、109件（97.3%）であった。目標を達成できなかった3件については、畜産物に関する残留農薬基準の見直しにより、調整に時間を要したためである。【中期目標：1年4か月以内】（平均検査期間：7.7か月）
(4) (7)以外の農薬の検査については、10.5か月以内に検査を完了したものは、1,681件（99.3%）であった。目標を達成できなかった12件は、総使用回数の変更に伴い、同一の有効成分を含有する別途

申請中の農薬においても同時登録とするため、検査終了時期を合わせたこと等によるものであった。【中期目標：10.5か月以内】（平均検査期間：4.6か月）

③ 飼料及び飼料添加物関係業務

- 試験に従事する職員1人当たりの試験成分点数については、486.9%増加させた。【中期目標：平成17年度の実績（545点）に対して少なくとも5%増加】
- 飼料安全法に基づく立入検査等の結果及び収去対象飼料の試験結果の報告については、立入検査等の結果報告は8業務日短縮、収去対象飼料の試験結果報告は6業務日短縮した。【中期目標：立入検査等の結果報告については30業務日、収去対象飼料の試験結果報告については20業務日から、中期目標期間の最終事業年度までにそれぞれの報告で5業務日短縮】

④ 土壌改良資材関係業務

- 集取品の検査については、集取品1点当たりには要する試験時間を17.6%削減した。【中期目標：平成17年度を基準（8.90時間）として、試験時間を約10%削減】
- 地力増進法に基づく立入検査については、農林水産大臣の指示から報告までに要する期間を平成17年度を基準として10業務日短縮し、30業務日以内に短縮した。【中期目標：30業務日に短縮】

(2) 農林水産物等の品質及び表示の適正化に関する業務

- 食品表示監視業務については、検査に要する時間を13.4%削減した。【中期目標：平成17年度を基準（5.9時間）として10%削減】
- 農林物資の検査技術に関する調査及び研究業務については、表示の真正性確認に係る調査及び研究課題の比率を全体の96%とした。【中期目標：80%以上】
- 登録認定機関の登録及びその更新時における調査については、農林水産省の調査指示から報告までの目標期間を10%削減した。【中期目標：農林水産省の調査指示から報告までの目標期間（30業務日）を中期目標期間中に10%削減】
- 農林水産省が行うリスク管理に資するための有害物質の分析業務については、試料の分析に要する時間を8.7%削減した。【中期目標：平成17年度を基準（39.1時間）として、試料の分析に要する時間を中期目標期間中に10%削減】

(国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上)

共通事項

- 食の安全と消費者の信頼の確保に資するため、センターが有する知見やノウハウを結集し、検査・分析能力の向上等4分野を対象に4課題を設定し、改善・解決した。【中期目標：検査・分析能力の向上等4分野（検査・分析能力の向上、情報提供能力の強化、生産資材由来のリスクの低減、食品表示等の信頼性の向上）を対象に8課題を設定し、改善・解決】（累計：4分野を対象に9課題）
- 情報提供業務の質的な向上を図るため、アンケート調査等の実施により顧客満足度を測定し、5段階評価で4.2であった。【中期目標：3.5以上の顧客満足度を確保】

Ⅱ. 事務及び事業の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省
事務及び事業名	農薬関係事業			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の健康の保護、生活環境の保全等を目的とする農薬取締法（昭和23年法律第82号）に基づく農薬の登録に際しての安全性や環境影響等に係る検査 ○ 国民の健康の保護、生活環境の保全等を目的とする農薬取締法に基づく農薬の集取及び製造業者等に対する立入検査 ○ 「農薬の毒性及び残留性に関する試験の適正実施について」（平成11年10月1日農産第6283号局長通知）に基づく農薬の作物残留性や毒性等に係る試験成績の信頼性確保のための試験施設への査察（GLP適合確認） 			
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額)	804,682,000円 (90,252,000円)	支出予算額 (対22年度当初予算増減額)	804,682,000円 (90,252,000円)
事務及び事業に係る職員数 <small>（平成22年1月1日現在）</small>	59人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>農薬関係事業については、センターの農薬に関する専門的能力を活用し、引き続き次期中期目標期間においても立入検査等を行う。</p> <p>農薬の安全性の向上のために国が改定した試験成績の作成に係る指針（テストガイドライン）に基づいて、新たな審査項目が追加され、要求する試験データが増加しており、これに対応して、効率的に農薬登録検査等を実施する。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>本事務・事業は、農薬取締法に基づく農薬の検査を通じて農薬の品質の適正化及びその安全性を確保し、農業生産の安定と国民の健康の保護及び生活環境の保全を図るものであるが、</p> <p>① 農薬は、農作物の安定生産に不可欠で広く使用されている化学物質であるが、殺虫・殺菌成分等を含み、農作物を通じて摂取されるので、残留農薬による人体への悪影響が出ることはないよう、農薬を使用した場合に農作物中に残留する農薬を長期間にわたって摂取した場合の健康への影響のほか、農作物を通じ一度に大量の残留農薬を摂取した場合の健康への影響について、科学的データに基づいて審査し、安全な使用方法を定める必要があることに加え、</p> <p>② 農薬散布時の農業者や周辺の地域住民への農薬被ばくによる健康への影響、魚介類やミツバチなど環境中の生物への影響を審査することにより、より安全性の高い新規農薬の登録・使用を促進する必要があることから、これまで以上に食品の安全や環境等への影響を考慮した農薬検査の充実が求められているところである。</p> <p>本事務・事業については、上述のとおり、これまで以上に食品の安全を考慮した農薬検査の充実が求められる一方で、新しく開発された、より安全性の高い農薬を生産現場に提供するためには、前回の中期目標において目</p>			

<p> </p>	<p>標とした検査期間を超えないよう、センターの検査態勢の見直しを図りつつ、引き続き事務・事業の効率化・合理化を進め、国民への安全な食料の安定的な供給を通じた健康の保護、環境の保全を図っていく必要がある。</p> <p>また、効率的な検査の実施に加え、試験データの信頼性確保のための取組みの充実を図る。</p> <p>本事務・事業は農薬の規制行政の根幹を成すものであり、これを廃止又は民営化した場合には、有害物質を含む安全上問題のある農薬が流通・使用され、消費者の健康や環境へ悪影響を及ぼすとともに、病害虫等への防除効果のない農薬が流通・使用され、安定的な農業生産や生産性の向上が図れないこととなる。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>なし</p>

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	府省名	農林水産省	
事務及び事業名	飼料及び飼料添加物関係事業			
事務及び事業の概要	<p>○ 公共の安全の確保等を目的とする「飼料安全法（昭和28年法律第35号）」に基づく立入検査</p> <p>○ 公共の安全の確保等を目的とする「飼料安全法」に基づく特定添加物の検定及び特定添加物製造業者の登録に係る調査</p> <p>○ 公共の安全の確保等を目的とする「飼料安全法」に基づくBSEの発生防止に資するための検査</p> <p>○ 公共の安全を確保等を目的とする「ペットフード安全法（平成20年法律第83号）」に基づくペットフードの立入検査</p>			
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 <small>(対22年度当初予算増減額)</small>	903,564,000円 <small>(17,940,000円)</small>	支出予算額 <small>(対22年度当初予算増減額)</small>	903,564,000円 <small>(17,940,000円)</small>
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	65人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>飼料及び飼料添加物関係事業については、センターの飼料に関する専門能力を活用し、引き続き次期中期目標期間においても立入検査等を行う。</p> <p>また、現在、国で実施している飼料の安全確保に関する事業のうち、センターの専門的能力を活用することにより効率化が図られる抗菌性飼料添加物の安全使用に関する実態調査事業については、次期中期目標期間開始時に国からセンターに移管する。</p> <p>[行政事業レビューの結果：一部改善（センターとの役割分担の見直しによるコスト削減）]</p>			
備考〔補足説明〕	<p>行政事業レビューにおいて、食の生産資材安全確保対策事業についてはセンターとの役割分担の見直しによるコストの削減を検討することとされたことを踏まえ、当該事業のうちセンターの専門的能力を活用することにより効率化が図られる抗菌性飼料添加物の安全使用に関する実態調査事業については、センターの検査態勢の見直しを図りつつ、国からセンターに移管して事業の効率化を図ることとするものである。</p> <p>国からセンターに移管する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 抗菌性飼料添加物の安全使用に関する実態調査事業（※） 平成22年度予算額 6百万円 → センターの交付金の中で効率的に実施。 <p>※ 抗菌性飼料添加物は、飼料が含有している栄養成分の有効な利用の促進のため飼料に添加して使用されているが、抗菌性飼料添加物の使用が不適切であれば、農場で薬剤の効かない耐性菌が発生する可能性があり、これが社会全般に広がると、院内感染症等の人の医療上の問題を引き起こす恐れがある。このため、本事業により薬剤耐性菌が発生していないことを確認する調査。</p> <p>飼料及び飼料添加物関係事業は、飼料安全法及びペットフード安全法に基づく立入検査等の実施を通じて、飼</p>			

	<p>料及びペットフードの安全確保を図り、もって公共の安全の確保を図るものである。センターは、平成13年度の独立行政法人制度の導入に伴い、国の付属機関から飼料検査を専門に担う特定独立行政法人として設立された機関である。有害物質を含む飼料等の使用に起因する家畜の健康被害や有害物質を含む畜産物を介した人の健康被害を確実に防止するためには、飼料の規制行政の根幹を成す本事業が必要不可欠であり、今後も国とセンターが果たすべき役割分担を明確にしつつ、センターの本事業に係る機能を維持・強化する。</p> <p>本事業は飼料等の規制行政の根幹を成すものであり、これを廃止又は民営化した場合には、有害物質を含む飼料等の使用に起因する家畜の健康被害や有害物質を含む畜産物を介した人の健康被害を確実に防止することが困難となり、公共の安全の確保が図れないこととなる。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>国から移管された事業についても、センターが立入検査等により把握した抗菌性飼料添加物の使用状況を踏まえ、耐性菌の発生状況調査を最も効率的かつ効果的に行うための検査規模や検査対象物質などの調査設計を行い、交付金の中で効率的に実施することにより事業コストを抑制する。</p>

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	府省名	農林水産省
事務及び事業名	肥料及び土壌改良資材関係事業		
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民の健康保護等を目的とする「肥料取締法（昭和25年法律第127号）」に基づく立入検査 ○ 「地力増進法（昭和59年法律第34号）」に基づく立入検査 ○ 国民の健康保護等を目的とする「肥料取締法」に基づく肥料の登録申請調査 		
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 <small>(対22年度当初予算増減額)</small>	793,172,000円 (90,251,000円)	支出予算額 <small>(対22年度当初予算増減額)</small>
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	56人		
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>肥料及び土壌改良資材関係事業については、センターの肥料及び土壌改良資材に関する専門的能力を活用して、引き続き次期中期目標期間においても立入検査等を行う。</p> <p>また、①汚泥肥料などの有害成分を含むおそれの高い肥料を対象として、生産事業者が自ら製品の品質を自主管理するルール（品質管理ガイドライン）の導入に向けた、製品検査を実施するためのサンプリング手順などを定めた品質管理の手引書の普及、②従来の肥料分析法である公定法に代えて、設定した性能規準を満たす分析法を分析者が選択できるというクライテリアアプローチの考え方を導入するための分析技術の調査等の事業を新たに実施する。</p> <p>なお、行政事業レビューの指摘を受けて、現在、国で実施している肥料の安全性確保に関する事業のうち、センターの専門的能力を活用することにより効率化が図られると考えられる品質管理の手引書を現場の実態を踏まえて検証・普及する汚泥肥料中の重金属管理手引書の検証のための試験委託事業については、次期中期目標期間開始時に国からセンターに移管する。</p> <p>こうした一連の見直し措置により、汚泥肥料などの有害成分を含むおそれの高い肥料に対する品質管理措置の強化が図られるとともに、ガイドラインを導入しない事業者に対して国の立入検査の重点化を図ることが可能となる。一方、化学肥料の立入検査については、立入検査の頻度の見直し、肥料分析法については、新たな分析技術の取り込みが可能となると考えられる。</p> <p style="text-align: center;">[行政事業レビューの結果：一部改善（センターとの役割分担の見直しによるコスト削減）]</p>		
備考〔補足説明〕	<p>平成20年に開催した「汚泥肥料の規制のあり方に関する懇談会」において、汚泥肥料等有害成分を含むおそれの高い肥料については、生産事業者による品質管理を推進するため、立入検査と併せて、生産事業者が自ら製品検査を実施するためのサンプリング手順などを定めた品質管理の手引書の導入が提案されている。分析法については、国が定める公定法に代わって、設定した性能規準を満たす分析法を分析者が選択できるというクライテリアアプローチの考え方が国際的に広く認められつつある。</p>		

	<p>行政事業レビューにおいて、食の生産資材安全確保対策事業については、センターとの役割分担の見直しによるコスト低減を検討することとされたことを踏まえ、当該事業のうちセンターの専門的能力を活用することにより効率化が図られる汚泥肥料中の重金属管理手引書の検証のための試験委託事業については、センターの検査態勢の見直しを図りつつ、国からセンターに移管して事業の効率化を図ることとしたものである。</p> <p>国からセンターに移管する事業</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 汚泥肥料中の重金属管理手引書の検証のための試験委託事業 平成 22 年度予算 2 百万円 → センターの交付金の中で効率的に実施。 <p>センターが実施する肥料及び土壌改良資材関係事業については、肥料の規制行政の根幹を成すものである。再生資源の利用促進により有害成分を含むおそれの高い汚泥肥料の生産が増加する中、国の立入検査により最終製品を監視する仕組みに併せて生産事業者自らによる未然防止としてのリスク管理の取組みを導入・普及することにより、肥料のより一層の安全性、品質の向上を図るものである。これを廃止または民営化した場合には、リスク管理措置の効率的かつ合理的な仕組みが整わず、肥料の品質の保全が困難となり、有害物質混入等による不適正な肥料が流通し、作物の被害や農地の土壌汚染などの未然防止は図り得なくなる。また、農産物中の有害物質含有量が高まるなど、食品の安全性の低下につながる。さらに、農業生産の向上、食品の安全や消費者の信頼の確保は図り得なくなる。</p>
<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>国から移管された事業についても、センターが立入検査等により培ってきた汚泥肥料生産現場における原料の取扱や生産工程の知見を活かして、汚泥肥料中の重金属を管理するための品質管理の手引書の汚泥肥料生産事業者への普及や手引書の内容の改善を、交付金の中で効率的に実施することにより事業コストを抑制する。</p>

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省
事務及び事業名	食品等関係事業			
事務及び事業の概要	<ul style="list-style-type: none"> ○ J A S法（昭和25年法律第175号）に基づく食品表示監視業務 ○ J A S法の登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務 ○ J A S規格及び品質表示基準の見直し等に係る業務 ○ 調査研究業務、依頼検査業務等 			
事務及び事業に係る23年度予算要求額	国からの財政支出額 (対22年度当初予算増減額)	4,852,447,000円 (200,338,000円)	支出予算額 (対22年度当初予算増減額)	4,852,447,000円 (200,338,000円)
事務及び事業に係る職員数 <small>(平成22年1月1日現在)</small>	358人			
事務及び事業の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>食品等関係事業については、センターの食品表示及びJ A S規格に関する専門的能力を活用して、引き続き次期中期目標期間においても立入検査等を行う。</p> <p>食品表示監視業務について、産地偽装などJ A S法の品質表示基準に違反する事案が続発し、食料・農業・農村基本計画に基づき原料原産地表示の義務が着実に拡大されることとなっている状況を踏まえると、食品表示の真正性の科学的検査を増強していくことが必要である。これに対して、現中期目標では毎事業年度6,000件以上の検査を行うという目標となっているが、効率的な検査を継続的に行っていくよう、毎年度、過去の違反傾向等を踏まえて取締りを行う必要性が高い対象を選定し、集中的な検査を実施する方式等に移行させる。</p>			
備考〔補足説明〕	<p>近年、ウナギ加工品等の食品の偽装表示など、消費者の利益を損ない国民の食に対する信頼を失わせる事件が相次ぐ中で、食品表示監視業務は、このような違法行為の取締り及び不正に対する抑止力として必要不可欠なものである。このような中で、食品等の品質及び表示の適正化、不適正表示の未然防止を図るためには、センターが、その専門的知見・知識により、食品表示の科学的検査、農林水産大臣の指示による立入検査等を実施する必要がある。偽装の複雑化・巧妙化も見られることから、科学的検査の重要性は増している。</p> <p>食品表示監視業務や登録認定機関、認定事業者等に対する指導・監督業務については、農林水産大臣の指示によるJ A S法上の行政処分等の公権力の行使の根拠となる情報を調査する業務であり、民営化はできない。仮に民営化されれば、公正・中立性が求められる立入検査や警察から依頼される分析、登録認定機関の登録に係る調査等に対応できなくなる。また、センターが有する科学的な分析能力を有する人材や設備、国際基準に適合した監査を行う体制は、行政その他の機関では代替できないので、廃止することはできない。</p>			

<p>行政サービス実施コストに与える影響 (改善に資する事項)</p>	<p>さらなる検査の効率化を進めることにより、検査の増強によるコスト増を吸収する。</p>
---	---

Ⅲ. 組織の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省
見直し項目	支部・事業所等の見直し（横 1.（2））	事務事業実施主体の見直し（横 2.（1））	重複排除・事業主体の一元化等（横 2.（2））	
組織の見直しに係る具体的措置 （又は見直しの方向性）	<p>平成 20 年度末に大阪事務所及び岡山事務所を廃止し、平成 21 年 4 月 1 日に神戸センターに統合した。平成 21 年度末に小樽事務所を廃止し、当該業務を札幌センターで実施。</p> <p>【整理合理化計画：平成 22 年度末までに札幌センター小樽事務所を廃止する。】</p> <p>【整理合理化計画：神戸センター大阪事務所及び岡山事務所を平成 20 年度末に廃止し、神戸センターに統合する。】</p> <p>現行の支部、事務所の必要性について、業務のあり方・管理維持コストの観点から引き続き精査。</p>	<p>・「食料・農業・農村基本計画」（平成 22 年 3 月 30 日 閣議決定）のもと、生産資材の安全性の確保、食品表示の適正化等を図るため、農薬取締法、飼料安全法、肥料取締法、JAS 法に基づく立入検査等、公権力の行使を伴う業務を実施する本法人は必要であり、現行の組織形態を継続。</p> <p>・国の施策に基づき以下を強化。</p> <p>①農薬については、新たなテストガイドラインに基づく検査。</p> <p>②飼料については、飼料の安全性に係る検査分析。</p> <p>③肥料については、品質管理のガイドライン検証・普及。</p> <p>④食品表示については、真正性の科学的検査。</p>	<p>・類似の事業を行っている機関はない。</p> <p>・センターが担っている各業務は、法に基づくもので、他の業務との類似性はない。</p>	
備考〔補足説明〕		<p>主要な業務である農業生産資材や食品表示の立入検査、農薬や肥料の登録の審査、登録認定機関の調査・指導監督等については、農林水産省の指示等に基づき、農林水産行政との密接な連携の下で実施している。</p>		

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	府省名	農林水産省
見直し項目	非公務員化		
組織の見直しに係る具体的措置 (又は見直しの方向性)	<p>法に基づく公権力を行使するものであること等から、現行の身分（国家公務員）を維持。</p> <p>【整理合理化計画：現中期目標期間終了時に改めて検討対象とする。】</p>		
備考〔補足説明〕	<p>センターの業務は、個別法令に基づく規制行政を支えるものであり、立入検査の際には、企業等の私有地に入り、設備、原料、帳簿等を検査するなど公権力を行使する強い権限を付与されている。センターの立入検査の結果、個別法令に基づく行政処分、罰則を課す場合もあることから、本来、国が実施すべきものである。</p>		

IV. 運営の効率化及び自律化の見直しに係る当初案

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター	府省名	農林水産省
見直し項目	保有資産の見直し（不要資産の国庫返納等）（横1.（1））	随意契約の見直し等取引関係の見直し（横2.（3））	自己収入の拡大（横2.（4））
運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）	<p>旧神戸センターは、平成20年度末に売却済み。</p> <p>【整理合理化計画：平成21年度の新神戸センターへの移転に合わせ、平成20年度に現神戸センターを売却する。】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中期目標期間終了時（平成23年3月末）における積立金の残額、設立時出資金の現金及び預金、資本剰余金の現金及び預金については国へ返納予定。 ・実物資産については今後、事務、事業の見直しと連動して検討していく。 	<p>弁護士、公認会計士、ジャーナリストをメンバーとする契約監視委員会を設置し、同委員会監視のもと、随意契約及び一者応札の見直しを引き続き徹底（真にやむを得ないものを除き、一般競争入札等に移行。随意契約件数：平成20年度実績17件→平成21年度見直し後8件）。</p>	<p>有料での講師派遣のさらなるPR等により、引き続き自己収入（飼料安全法に基づく特定飼料の検定業務に係る収入等を除く。）の拡大を図る。</p>
備考〔補足説明〕			

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省
見直し項目	管理運営の適正化（人事管理・人件費を含む）（横3.（1））	事業の審査、評価の見直し（横3.（2））	業務のアウトソーシング（官民競争入札等の導入）	
<p align="center">運営の効率化及び自律化に係る見直し案の具体的措置（又は見直しの方向性）</p>	<p>給与は、引き続き、国家公務員給与に準拠。（平成21年度のラスパイレス指数：99.0）</p> <p>適切な業務の遂行の支障となる問題を解消するため、業務改善委員会及びコンプライアンス委員会の運営をとおして、適切な業務運営、法令遵守の徹底を図る。</p>	<p>外部の有識者から成る業務評価委員会から業務全般について事後評価を受けることにより、業務の的確な運営を図る。</p>	<p>「独立行政法人の主要な事務及び事業の改廃に関する勧告の方向性」に基づき、アンケート調査の発送や集計、試薬調製、外国文献の翻訳、ホームページの運営管理、メールマガジンや広報誌の送付作業等について既にアウトソーシングを実施しており、今後ともこれらのアウトソーシングを引き続き実施するとともに、新たなアウトソーシング実施について継続的に検討し、可能なものから実施する。</p>	
<p align="center">備考〔補足説明〕</p>				

法人名	独立行政法人農林水産消費安全技術センター		府省名	農林水産省
見直し項目	給与振込の見直し	海外出張旅費の見直し		
<p align="center">運営の効率化及び自律化に係る 見直し案の具体的措置 (又は見直しの方向性)</p>	<p>給与振込の口座数が平成 22 年 2 月 1 日から原則 1 口座となったことを受け、当法人においても 1 口座指定への変更及び法人のメインバンクの利用等による振込み手数料の節減について、平成 22 年 7 月に役職員への周知徹底を図った。</p> <p>『平成 22 年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』</p>	<p>当法人においては、国家公務員の規程より厳しい運用を行っており、全ての役職員について航空機利用の際はエコノミークラスとしている。また、複数の業者による見積もり合わせにより経費節減に取り組んでいる。</p> <p>『平成 22 年度予算執行調査：独立行政法人及び国立大学法人等の給与振込経費』</p>		
<p align="center">備考〔補足説明〕</p>	<p>国家公務員の規程に準じた取扱いとなるよう引き続き取組みを進めることにより、給与振込手数料の節減に努める。</p>			

前回の「勧告の方向性」における主な指摘事項の措置状況(平成 22 年7月現在)

農林水産省所管(10 法人)			
整理 番号	法人名 (注1)	「勧告の方向性」における主な指摘事項	措置状況 (①措置済み、②対応中、③未措置)
17	農林水産消費安全技術センター (17) ・農林水産消費技術センター ・肥飼料検査所 ・農薬検査所	● 3 法人の事務・事業の一体的実施	① 理事長による一元的なマネジメントの下、旧 3 法人の検査等業務の一体的な実施体制を整備し、検査・分析能力の向上を図り、業務運営の効率化を行った。 具体的には、緊急かつ重要な事案の発生時等に、各分野の専門家からなるプロジェクトチームを設置し、前作農薬の後作への残留についての分析検査、安全性未審査GMトウモロコシ事案、牛挽肉加工品事案、事故米事案などに対応する等、各検査業務で得られた知見やノウハウを共有し、有機的連携を強化した。
		● 地方組織の事務・事業について、統合メリットの最大限発揮等の観点から早期に一体的運営	① 平成 20 年度末に大阪事務所及び岡山事務所を廃止し、平成 21 年 4 月 1 日に神戸センターに統合することで、実験施設を一体化して、分析機器等の有効活用及び効率的利用を図った。 平成 21 年度末に小樽事務所を廃止し、札幌センターで実施。

(参考資料)

独立行政法人農林水産消費安全技術センター

法人の概要

	目	次
法人の概要	・	1
業務実施体制	・	5
予算の概要	・	6
事務・事業別の予算額	・	7
事務・事業の内容	・	8

平成22年9月14日

農林水産省

独立行政法人農林水産消費安全技術センター（FAMIC）の概要

○ FAMICは食品の安全や消費者の信頼を確保するため、国民の健康の保護、環境の保全等を目的とする「農薬取締法」、「飼料安全法」、「肥料取締法」、「JAS法」等に基づいて、農林水産大臣の指示により農薬、飼料等の農業生産資材や食品の検査等を執行する機関。

【資材の安全性確保を通じた食品の安全確保】

・ 農薬、飼料、飼料添加物及び肥料の検査等により、農業生産資材の安全性を確保し、生産される食品の安全確保、国民の健康保護に資する。

【農林水産物、飲食料品等の品質及び表示の適正化を通じた消費者の信頼確保（安心）】

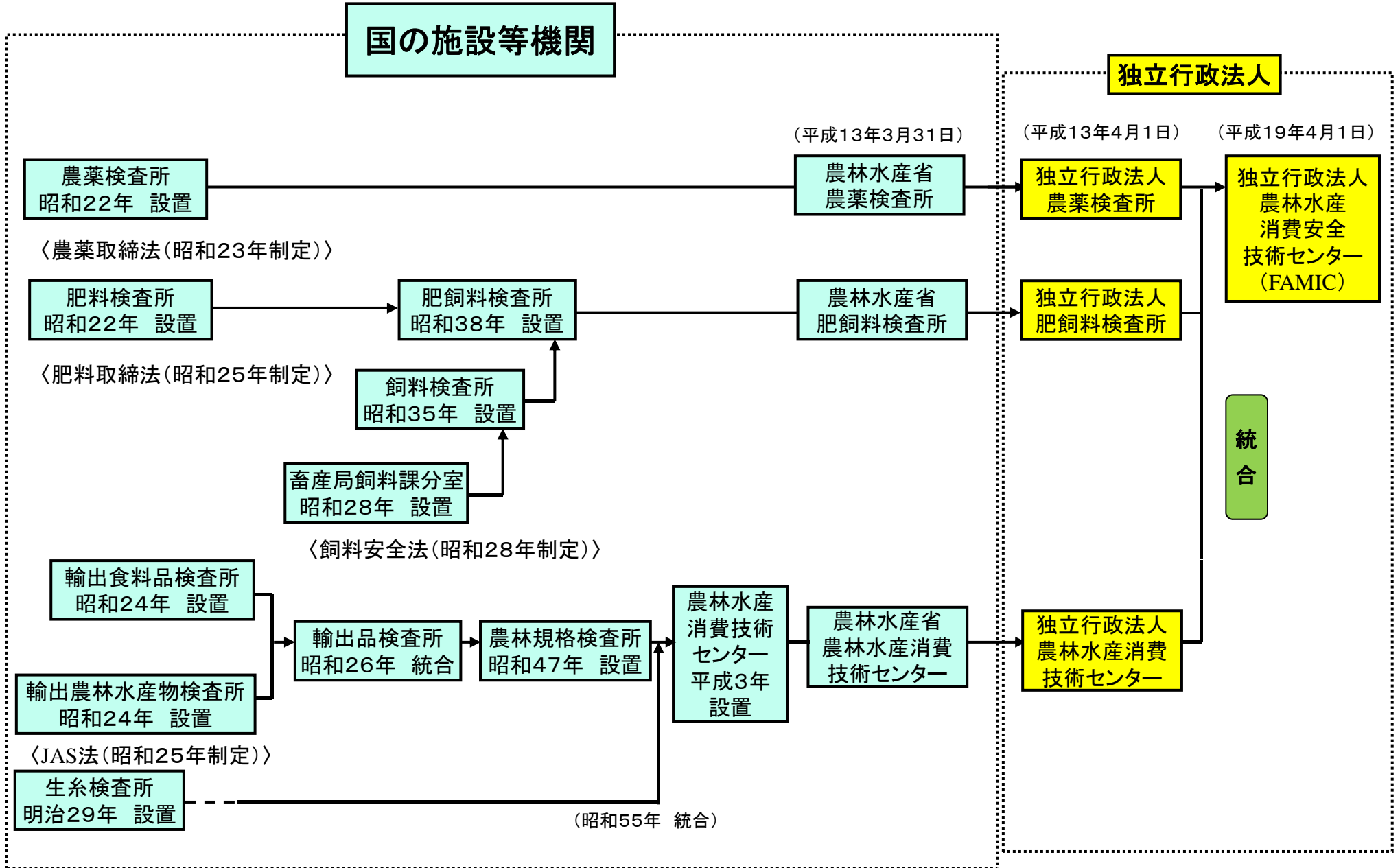
・ 品質に関する表示の基準が定められた農林物資等の検査、国際基準に基づいた登録認定機関の調査等により、これらの品質に関する適正な表示を確保し、消費者の信頼確保（安心）に資する。

【必要性】

FAMICの業務は、国民の健康保護、消費者の利益の保護等を目的とする各個別法に基づいて規制行政を担うもの。食品の安全と消費者の信頼を確保するため、安全性等についての審査を経ていない無登録農薬、不適格な飼料・肥料等の生産・流通や食品の偽装表示に対する取締りは必要不可欠。

FAMICの検査結果は、国が個別法令に基づいて行政処分、罰則を科す基礎となるものである。業務の実施に当たっては、企業等の私有地に入り、設備、原料、帳簿等を検査するなど公権力を行使する強い権限を付与されている。また、検査の結果、違反事案については指示、公表、命令等の処分が行われるが、場合によっては個人及び企業は倒産等、経営に大きな影響を受ける厳しいものであることから、その正確性、中立性が厳しく求められる。本来、国が実施すべき業務（FAMICの前身は国の施設等機関であり、現在は、特定独立行政法人（身分は国家公務員））。

【沿革】



【 F A M I C 役職員数・組織・予算額】

<p>役員</p>	<p>理事長 1人（常勤）＜定数1人・任期4年＞ 理事 3人（常勤）＜定数4人以内・任期2年＞ 監事 2人（常勤1人、非常勤1人）＜定数2人・任期2年＞</p>
<p>職員数</p>	<p>667人（平成22年1月1日現在）</p>
<p>組織</p>	<p>主たる事務所：本部（埼玉県さいたま市） 地方組織：5地域センター</p>
<p>22年度 予算額</p>	<p>7,071百万円</p>

(独)農林水産消費安全技術センター(FAMIC)の組織 (平成22年4月1日現在)

本部 埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 さいたま新都心合同庁舎検査棟

理事長

理事

監事

理事長
 理事(総合調整・食品等検査担当)
 理事(評価・肥飼料検査担当)
 理事(農薬検査担当)
 監事
 監事(非常勤)

吉羽雅昭
 戸谷 亨
 杉浦勝明
 阪本 剛
 小山武文
 碓井憲男

- **業務監査室** 業務全般に対する監査
- **企画調整部** 業務に関する企画立案及び総合調整
- **総務部**
- **消費安全情報部** 消費者等に対する食品及び生産資材等の情報提供
- **規格検査部** JAS規格制度に関連する登録審査・監査及び調査・分析
- **表示監視部** 品質表示基準に係る食品表示の監視
- **肥飼料安全検査部** 肥料、飼料及び飼料添加物並びに土壌改良資材の検査
- **農薬検査部** 農薬の登録検査及び農薬GLP制度に基づく査察
東京都小平市鈴木町2-772

横浜事務所 神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第2合同庁舎

札幌センター 札幌市北区北10条西4-1-13 道新北ビル

仙台センター 仙台市宮城野区五輪1-3-15 仙台第3合同庁舎

名古屋センター 名古屋市中区三の丸1-2-2 名古屋農林総合庁舎2号館

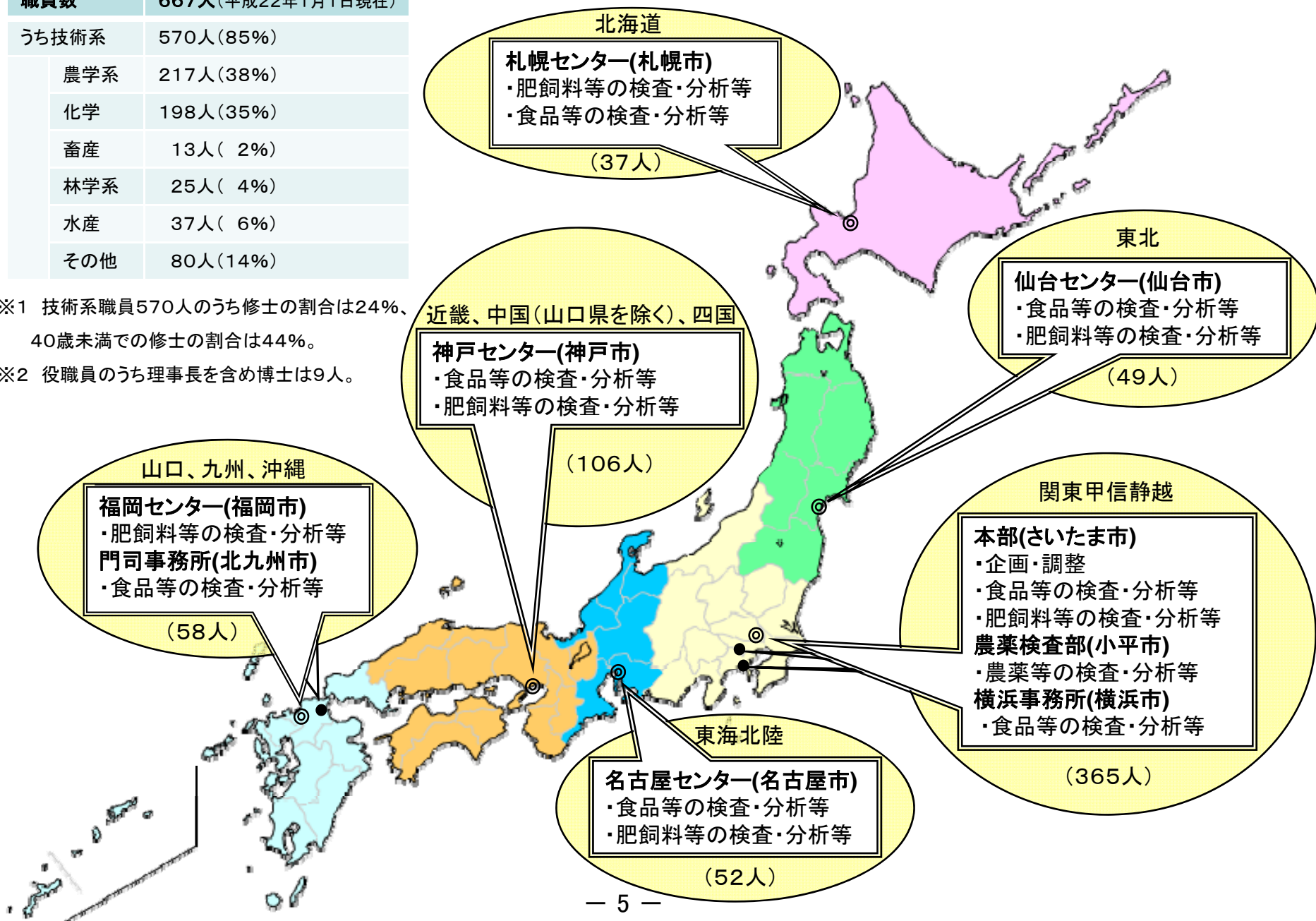
神戸センター 神戸市中央区港島南町1-3-7

福岡センター 福岡市東区千早3-11-15
門司事務所 北九州市門司区西海岸1-3-10 門司港湾合同庁舎

独立行政法人農林水産消費安全技術センター業務実施体制

職員数	667人 (平成22年1月1日現在)
うち技術系	570人(85%)
農学系	217人(38%)
化学	198人(35%)
畜産	13人(2%)
林学系	25人(4%)
水産	37人(6%)
その他	80人(14%)

※1 技術系職員570人のうち修士の割合は24%、
40歳未満での修士の割合は44%。
※2 役職員のうち理事長を含め博士は9人。



平成22年度農林水産消費安全技術センター予算の概要

消費・安全局

(単位:百万円)

事 項	前年度 予算額	22年度 予算額	備 考
(項)独立行政法人農林水産消費安全技術センター 運営費			
(目)独立行政法人農林水産消費安全技術センター 運営費交付金	7,544	6,969	
1. 人件費	5,815	5,740	
2. 一般管理費	1,121	727	小樽事務所検査設備等の解体撤去費による増、前年度限りの経費（小樽事務所廃止に係る経費及び新神戸センターへの移転に伴う合同庁舎原状回復に係る経費）
3. 業務経費	1,025	1,015	
4. 自己収入	△ 28	△ 28	
5. 統合による減	△ 46	△ 77	平成18年度予算における一般管理費比で10%相当額（前年度は6%相当額）
6. 前々年度決算調整額	△ 343	△ 408	前々年度の人件費の残余を反映
(項)独立行政法人農林水産消費安全技術センター 施設整備費			
(目)独立行政法人農林水産消費安全技術センター 施設整備費補助金	134	102	
1. 中期計画に基づく検査設備等改修工事	134	102	本部スクラバー等改修工事、札幌センタードラフトチャンバー改修工事、仙台センター実験室ガス検知警報装置設置工事
計	7,678	7,071	
自己収入	28	28	上記運営費交付金の4.
前々年度決算調整額	343	408	上記運営費交付金の6.
合 計	8,049	7,507	

F A M I Cの事務・事業費（平成22年度）

事務・事業名	収入予算額（百万円）			
	運営費交付金	施設整備費補助金	諸収入	合 計
農薬関係事業	831	—	—	831
飼料及び飼料添加物関係事業	818	20	24	862
肥料及び土壌改良資材関係事業	709	17	—	726
食品等関係事業	4,583	64	5	4,652
合 計	6,941	102 [※]	28 [※]	7,071

（注）人件費、一般管理費等を各事業に配分。

（※）各事業費の積上げと合計額の差は、単位未満の四捨五入による差異。

F A M I C 事務・事業の内容

○ 農薬関係事業

	内 容
立入検査	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第13条の2第1項及び第15条の3第2項に基づき、農林水産大臣の指示により、農薬製造者等に立ち入り、農薬の製造に関する帳簿等を確認して製造場等の検査を行うとともに、集取した農薬について品質、表示等の検査を実施。
登録検査	農薬取締法（昭和23年法律第82号）第2条第3項及び第6条の2第2項に基づき、農林水産大臣の指示により、農薬の登録申請者から提出された申請書や試験成績資料に基づいて、薬効や作物への残留性等を審査し、使用方法及び使用上の注意等を設定するとともに、農薬の見本により、その品質の検査を実施。
試験施設の査察	農薬の毒性及び残留性に関する試験成績の信頼性を確保するため、局長通知（平成11年10月1日農産第6283号）に基づき、定期的に各試験施設に対して、GLP制度に基づく査察を実施。

○ 飼料及び飼料添加物関係事業

<p>立入検査</p>	<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第57条第1項に基づき、農林水産大臣の指示により、飼料及び飼料添加物の製造事業場等に立ち入り、飼料等の製造設備及び帳簿等の検査を行うとともに、収去した飼料について有害物質が基準の範囲内か等の安全性に係る分析・鑑定の実施。</p>
<p>特定添加物の検定</p>	<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第5条第1項、第6条第1項、第7条第1項、第10条及び第21条に基づき、飼料に用いる特定添加物（抗生物質）の製造業者等からの検定申請があった場合、試験品の採取及び試験並びに合格した製剤への合格証紙の貼付を実施するとともに、製造業者の申請に応じて、特定添加物製造設備のGMP適合状況の調査を実施。</p>
<p>BSE発生防止に資する検査</p>	<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律（昭和28年法律第35号）第3条第1項に基づき、農林水産大臣の指示により、申請事業場がBSE（牛海綿状脳症）発生防止のため、豚肉骨粉、家きん処理副産物、魚粉等の製造基準（牛由来たん白質が混入しないこと）に適合しているかどうかの検査を実施。</p>
<p>講習会の開催</p>	<p>飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律施行規則（昭和51年7月24日農林省令第36号）第32条第3号及び農林水産大臣が定める講習会（平成7年農林水産省告示第392号）に基づき、飼料製造管理者となるために必要な資格を取得するための講習会を開催。</p>

○ 肥料及び土壌改良資材関係事業

立入検査	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第30条の2第1項及び第33条の3第2項に基づき、農林水産大臣の指示により、肥料生産業者等に立ち入り、肥料の生産設備及び帳簿書類その他必要な物件の検査を行うとともに、収去した肥料及び原料について有効成分や有害成分の含有量が公定規格に適合しているかどうかの検査を実施。
立入検査	地力増進法（昭和59年法律第34号）第17条第1項に基づき、農林水産大臣の指示により、土壌改良資材の製造業者等に立ち入り、土壌改良資材の製造設備及び帳簿等の検査を行うとともに、集取した土壌改良資材及び原料の品質が基準に適合しているかどうかの検査を実施。
登録申請調査	肥料取締法（昭和25年法律第127号）第7条第1項に基づき、農林水産大臣の指示により、生産業者又は輸入業者から提出された肥料について、登録申請書の記載事項の調査及び肥料の見本についての検査を実施。

○ 食品等関係事業

立入検査	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第20条の2第1項、第2項及び第3項に基づき、農林水産大臣の指示により、登録認定機関、認定事業者、品質に関する表示の基準が定められている農林物資の製造業者等に立ち入り、帳簿、製造、保管等の施設の検査を実施。
登録認定機関の調査	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律（昭和25年法律第175号）第16条第2項に基づき、農林水産大臣の指示により、登録認定機関になろうとする機関が登録基準に適合しているかの調査を実施。
JAS規格見直し	中期目標（平成18年3月1日農林水産省指令17消安第12235号）に基づき、JAS規格見直しに関する調査、検査等を行い、見直し内容の素案を作成。
規格・表示基準が定められた農林物資の検査	中期目標（平成18年3月1日農林水産省指令17消安第12235号）に基づき、食品表示の真正性の検査（毎事業年度6,000件以上）、JAS製品の検査（毎事業年度700件以上）を実施。

独立行政法人農林水産消費安全技術センター役員名簿

(平成22年4月1日現在)

役職	氏名	就任年月日 (残任期)	経歴
理事長	吉羽 雅昭	平成20年4月1日 (1年)	元 学校法人東京農業大学 (応用生物学部教授)
理事 (総合調整・食品等検査担当)	戸谷 亨 (農林水産省OB)	平成19年4月1日 (1年)	昭和50年 4月 農林省採用 平成15年10月 独立行政法人農畜産業振興機構総括調整役 平成17年 4月 独立行政法人農林水産消費技術センター理事長
理事 (評価・肥飼料検査担当)	杉浦 勝明 (現役出向)	平成19年4月1日 (1年)	昭和53年 4月 農林省採用 平成17年10月 消費・安全局畜水産安全管理課長
理事 (農薬検査担当)	阪本 剛 (プロパー)	平成19年4月1日 (1年)	昭和47年 4月 農林省採用 (農薬検査所勤務) 平成15年 7月 消費・安全局植物防疫課課長補佐 (農業航空班担当) 平成16年 4月 独立行政法人農薬検査所検査部長 平成19年 3月 独立行政法人農林水産消費技術センター付
監事	小山 武文 (現役出向)	平成21年4月1日 (1年)	昭和45年 4月 農林省採用 平成19年 4月 独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構 東北農業研究センター企画管理部審議役
監事 (非常勤)	碓井 憲男	平成19年4月1日 (1年)	現 公認会計士